

東洋史研究

第二十二卷 第三號 昭和三十八年十二月發行

雍正帝による俸工銀扣捐の停止について

宮 崎 市 定

中國の史書を繙くと、讀んで行くうちに思いがけない記事に出あうことがある。併し實際の世の中には、それほど不思議な事實というものはありえないのであつて、一見したところ意外な記事も、當時においては至極く當り前のことであつたかも知れない。いな、むしろ當時においては普通なこと、我々には奇異な思いを懷かせるような事實こそ、我々にとって中國社會の實態に對する理解を深めるに役立つ好い材料である。

地方の官員がその俸給を全部、強制的に取上げられて政府に捐納するといふ、中國史上にも珍しい事實が、清代、少くも康熙帝の晩年から雍正帝の初期にかけて、普遍的に行われていた。いわゆる俸工銀の扣捐なるものがこれである。官員の俸銀だけならばまだ理解できる。これに伴つて、官衙の衙役の工食銀も一しよに取り上げられて捐納されてしまったのであつた。現代の法治國には到底ありえないことが、半ば公然と行われていたのである。ところがこの事實の前後の事情は、清朝の公的記録たる實錄や聖訓には極めて斷片的な記事しか見當らず、一般の研究者にはつい看過されがちである。翻つて考えるに、たとえそれが半ば公然と行われていた事實であつても、それが甚だ不合理である點は、誰の目から見てもかわらない。そういう不合理な、或いは不名譽でもある事實は、王朝の徳をたたえることを主な目的として編纂された

實録や聖訓にはあまり立入った記載が許されないのも亦當然である。

幸いにしてこの時代には、以前から我々が珍重してやまない特殊な性質を有する好史料、「雍正硃批諭旨」が存在する。(以下、官僚摺奏の言を引用するに大典を記さぬものは、凡てこの書による。)ところでいま問題とする俸工銀の扣捐、及びその停止の前後の事情は、だいたいこの書によってその輪郭が跡付けられ得るのである。但しこの硃批諭旨は、一貫した史實を物語るために編纂された書物ではないので、このような問題につきとめようとする際、隔靴搔痒の感にたえないのも亦已むを得ない。私は零細な史料を拾い集めて、できるだけ此の問題の経緯を明かにしてみたいと思う。

一 俸工銀の性質

俸工銀とは俸銀と工食銀とを併せた言葉であり、俸銀とは官員に與える俸給としての銀、工食銀とは官衙において使役される衙役なる者に與えられる勞賃としての銀である。但しこの工食は更に分解すれば、工と食、又は人工と飯食となる。人工とは純粹な勞賃であり、飯食とはいうまでもなく食費である。^①併し目下の場合はそこまで立入って考える必要はない。工食銀は一括して衙役に對する給與を意味しているからである。

中國近世の晩期、少くも明清時代には、地方官衙には三種の人間が勤務していた。上に立つのは中央政府から任命された有位の官員であり、中間にあるのは、形式的には官から任せられるが、實際には世襲的に官衙に巢喰っている胥吏であり、最も下にあるのは、單なる勞働者として雇い上げられた、賤民視される衙役である。この外に幕友と家丁とがあるが、これは私的な性質を有するものであるから、今は問題外におく。

胥吏は吏戸禮兵刑工の六房が主樞となり、外に二・三の房が附屬するが、各房には主任の胥吏があつて、普通に經承と稱せられる。規則の上で認められた胥吏、即ち經制の胥吏は經承だけであり、その下に屬する胥吏は、實は經承が自費で養育している子分にすぎない。しかもこの經承以下の胥吏は、政府から何等正規の俸給を受けていないのである。^②

然るに胥吏よりも劣った地位にある衙役は、僅かながら政府から公式に給與が與えられており、それが即ち工食銀である。しかもこの費用は正項、即ち國庫からの支出である點は、官員の俸銀の場合と同じい。

衙役の主なもの三班に分れ、皂隸、快手、民壯であり、皂隸は雜役夫、快手は捕り手で、更に騎馬の馬快と、徒歩の歩快の二班に分れることがあり、民壯は原來は軍隊の補助兵である。夫れ夫れ略して、皂班、快班、壯班、併せて三班といひ、胥吏と合せて三班六房と總稱されることがある。^⑤

六房の胥吏は定められた俸給を受けないのに、それより低い地位の三班の衙役が、僅かながら、國費支出の給與を受けていることは注目すべき現象である。これは抑も胥吏なるものと、衙役なるものとが、成立の起原を異にしている點からもきてゐる。^⑥ 即ち胥吏は原來は人民の役から起つたものであり、役とは地方人民がその地方官廳に對して、交代に無償の勞役を提供すべき原則の上に成立している。これに對して衙役は、原來地方官廳が勞賃を拂って雇い入れた雜役夫であつたので、その賃銀を國家的に規定して、毎年の支出見積りの中に計上されたのであろう。

併し更に大なる理由は、胥吏の扱う事項は金錢の出納に關するものが多く、そこから慣例に従つて相當の利益をあげることが出來たのに反し、衙役は單なる走り使いの雜役で、利益を擱む機會が甚だ稀であつたという所から來てゐると思はれる。^⑦

そんなら、いったい清代の地方衙門における俸工銀は、何れ程の額に上つていたかという疑問が起るであらうが、我々はその一端を地方志の記載によつて伺うことができる。但しこのような記述は、あらゆる地方の地方志に向つて求めることはできない。何となれば多くの地方志の編纂者は、必ずしも我々と興味を同じくせず、詩文や列女を採蒐するに忙しくして、衙役の工食などにはあまり興味を感じないからである。そこでいま、道光蘇州府志によつて、この府の俸工銀を表に示すことにする。

〔表〕蘇州府各衙門官役俸工等銀（道光府志卷13）

A 俸銀

官名	俸銀（兩）	員數	計（兩）
巡撫位下			*109,304
鈔關項下捕官廩糧銀		1	**24,000
蘇松糧道衙門庫大使		1	30,931
知府員下		1	104,803
本府總捕同知員下		1	80,000
本府督糧同知員下		1	73,118
復設蘇海防同知員下		1	78,504
夫湖同知員下		1	80,000
司獄員下		1	31,520
本府通判員下		1	58,878
本府儒學教授員下	42,500	2	85,000
本府照磨員下		1	31,517
本府知事員下		1	33,114
知縣員下	44,207	9	397,867
縣丞員下	39,277	8	314,218
主簿員下	33,012	5	165,062
儒學教官員下	39,359	10	393,592
典史員下	30,965	9	278,683
巡檢員下	31,129	13	404,677
計		67	2774,788

*蘇州府に對する割宛額，**閏年には閏月銀2兩添給

B 工食銀

役種	工食銀（兩）*	數	計（兩）
巡撫位下 門子	6,000	1	6,000
〃 轎傘夫	6,000	12	72,000
鈔關項下 門子	**7,066	2	14,131
〃 皂隸	7,065	12	84,784
〃 巡攔夫	3,462	10	34,616
〃 轎傘夫	6,923	4	27,693
蘇松糧道衙門 皂隸	5,888	2	11,776
知府員下 門子	5,916	2	11,832
〃 長快	16,800	10	168,000
〃 步快	5,992	16	95,868

〃	皂	隸	5,916	16	94,659
〃	庫	子	5,916	4	23,665
〃	斗	級	6,000	6	36,000
〃	禁	卒	5,769	12	69,232
〃	轎傘	夫	5,917	7	41,415
〃	鋪	兵	8,995	14	125,938
本府總捕同知員下	門	子	6,000	2	12,000
〃	皂	隸	6,000	12	72,000
〃	步	快	6,000	8	48,000
〃	轎傘	扇夫	6,000	7	42,000
本府督糧同知員下	門	子	5,484	2	10,968
〃	皂	隸	5,484	12	65,806
〃	步	快	5,484	8	43,871
〃	轎傘	扇夫	5,484	7	38,387
復設蘇海防同知員下	門	子	5,888	2	11,776
〃	步	快	5,888	8	47,102
〃	皂	隸	5,888	12	70,653
〃	巡鹽巡捕	民壯	5,888	8	47,102
〃	轎傘	夫	5,888	7	41,214
太湖同知員下	門	子	6,000	2	12,000
〃	皂	隸	6,000	20	120,000
〃	轎傘	扇夫	6,000	7	42,000
〃	改編	民壯	***7,988	14	111,838
〃	禁	卒	6,000	2	12,000
〃	馬	快	7,200	2	14,400
〃	鋪	兵	9,000	6	54,000
司獄員下	門	子	6,000	1	6,000
〃	皂	隸	6,000	4	24,000
〃	馬	夫	6,000	1	6,000
本府通判員下	門	子	5,888	2	11,776
〃	步	快	5,888	8	47,102
〃	皂	隸	5,888	12	70,653
〃	轎傘	夫	5,888	7	41,214
本府儒學教授員下	門	子	7,200	3	21,600
〃	膳	夫	20,000	2	40,000
〃	(又) 膳	夫	19,973	2	39,945
〃	齋	夫	11,983	3	35,950
本府照磨員下	門	子	6,000	1	6,000
〃	皂	隸	5,999	4	23,997
〃	馬	夫	6,000	1	6,000
本府知事員下	門	子	6,000	1	6,000

	ク	皂	隸	6,000	4	24,000
	ク	馬	夫	6,000	1	6,000
九縣知縣員下		門	子	5,894	18	106,099
	ク	皂	隸	5,894	144	848,781
	ク	民	壯	7,888	319	2516,266
	ク	馬	快	****16,504	72	1188,294
	ク	庫	子	5,894	36	212,195
	ク	斗	級	5,894	36	212,195
	ク	轎 <small>傘扇</small>	夫	5,894	63	371,342
	ク	禁	卒	5,891	70	412,408
	ク	鋪	兵	8,882	265	2353,695
縣丞員下		門	子	5,891	8	47,133
	ク	皂	隸	5,892	32	188,530
	ク	馬	夫	5,891	8	47,133
主簿員下		門	子	5,982	5	29,908
	ク	皂	隸	5,982	20	119,632
	ク	馬	夫	5,982	5	29,908
儒學教官員下		門	子	7,097	15	106,461
	ク	齋	夫	11,787	15	176,808
	ク	膳	夫	19,680	10	196,802
典史員下		門	子	5,828	9	53,049
	ク	皂	隸	5,894	36	212,195
	ク	馬	夫	7,578	7	53,049
巡檢員下		皂	隸	6,419	24	154,067
	ク	弓	兵	5,543	268	1485,394
	計				1820	13372,307

* 閏年には凡て閏月銀として12分1を添給する。

** 鈔關項下は凡て折實工食銀と稱する。

*** 工食器械銀と稱する。

**** 馬匹草料銀を含む。

この表を道光蘇州府志によつたのは、それより前の乾隆府志にその記載を缺いているによるが、またこの内容が雍正年間においてもあまり變つていかなつたと思われるためである。もし人數の點では多少の増減があつても給與額の標準は清朝一代を通じて殆んど變らなかつたこと、馮桂芬が顯志堂稿卷十二、袁胥台父子家書跋の中で、内外大小の臣工の養廉俸糈は、舊より改まりしことなし。

といっているので分る。衙役の工食銀はだいたい年六兩というのが、雍正時代においても通り相場であった。

長快は馬快と同じものであるが、乗馬にて長途に出張する意味であろう。その工食が十六兩と、比較的高額なのは別項に記載ある如く、馬匹草料銀を含む故であるが、これは本來は別々に給與すべきものであった。そして衙役の工食銀は凡そ六兩であるから、馬の分は十兩餘、大約一對二の割合となる。「雍正上諭」六年九月の條に、福建巡撫朱綱の摺奏中の語を引いて、

朱綱摺奏す。閩省州縣存留錢糧項下に、毎年額共に馬快工食銀三千三百餘兩、草料銀六千餘兩あり(中略)。その實、快ありて馬なし。毎年餘剩の草料銀六千餘兩を、藩司遂に督撫等の衙門書吏に分送して鹽菜の需となす。相沿いて四十餘載、合計して冒開するの銀二十餘萬兩に下らず。これ實に錢糧に關係す。應に請うらくは徹底清查して、原任督撫藩司の名下において分股著追すべし。

とあるによれば、馬快に馬がなかった場合はその草料銀を國庫へ返還しなければならない規則であったようである。

俸工銀は會典戶部の條によれば俸食銀という名でよばれているから、この方が正しいのであろうが、實際には反って俸食という呼び方は行われていない。更に會典のいう所によれば、俸食銀の支出方法は坐支(又は留支)と稱せられ、國庫支出ではあるが便宜的に、租税を徴收した地方で、收入の中から支出し、決算を中央へ報告すればよいことになっている。そこで省を管轄する總督や巡撫に對しては、各府が夫々の分擔額を定め、更に府下官役の俸工を計算し、それを租稅收入の中から差引いて残りを布政使の藩庫へ届けるのである。

俸工銀は國庫支出なので、一たび國初にその額が定まると、そのまま固定して容易に變更され難い性質をもつ。凡て國費の出納には非常にやかましい規則があり、奏銷、即ち天子に奏上して會計検査の承認を経ない限り、それが何時までも地方官の責任として残り、いつ全額の辨償を命ぜられないとも限らぬ。しかも豫算制度のない時代であり、強いて言えば前年度の實績がそのまま今年度の豫算なのであって、従つて新規の支出というものは減多に承認されないから、どんな

に物價の値上りがあるうとも一切頓着なく、俸工銀はそのまま据え置きなのである。また地方官にとつても、少しぐらい俸工銀をあげてもらふよりは、會計検査を無事にすませて貰う方が、より有難い。それには自己管轄地方の國庫金出納が常に一定しているのが面倒なくてすみ、もしその金額が浮動すると、反つて奏銷の際に中央政府の胥吏から文句をつけられる虞れが生ずるのである。

右にあげた蘇州府の例に見られるように、そこには官に對する俸、衙役に對する工食が列擧されているが、胥吏に對しては一文も支給する定めがない。胥吏の賃銀は全く國家財政の上で無視されているのである。但しそれは何も胥吏が全々手當を受けなかつたことを意味するものではない。ただそれは國庫、即ち正項からの支出でなく、地方費、即ち公項から若干の支出があつただけの相違である。

二 俸工銀扣捐の起原

一省の官僚がその當然受けるべき俸工銀を全部捐納してしまふ、いわゆる扣捐の起原は何時にあつたか判然しない。雍正三年正月二十六日、江南提督であつた高其位の摺奏に言うところでは、それは「江南の舊例だ」とあるが、江南では相當古くから存在して、既に例となつていたのであらう。

いま原理的に考えると、俸工銀の扣捐には二つの起原があるといえる。一は地方官は事あるごとに自ら率先して義捐金を出し、地方の樞紳に勧誘して金を集めねばならぬ機會が多かつたことである。たとえば城工や河工のような大土木事業、又は災害飢饉などの難民の賑恤には、中央政府へ申請しても容易に國費を支出してくれず、支出しても額が少なかつたり、急の間にあわない場合の方が多いため、いきおい地方に起つたことは地方で處理せねばならなかつたのである。ところで地方官が義捐を行うとき、いちばん綺麗な金は俸銀であるから、俸銀の捐納は古くから不斷に行われていた例であつたといつてよい。

次に凡て役所において費用を支出する際には、平頭銀、即ち不足目を補うという名目でその何%かを扣存、即ち天引きするという習慣が、また古くから存在した。收納する時には餘分にとり、支出する時には少なく出すというのが官廳の特權であった。支出に際して、このように頭をへずられた銀は、購入物資の代價支拂いの際には節省銀といい、上級官廳から下級官廳、或いは官役個人にあてる支出についての時は扣平銀と稱せられる。

既に一方に俸銀の捐納が絶えず行われ、一方に省の藩庫から俸給を支出する際に、數%の扣除が行われていたとすると、この両者が結合され、一省の官員の俸銀の全部或いは一部分を扣除してプールしておく、必要な場合に捐納したり、公費に流用したりする、いわゆる扣捐の制度が成立するのは極めて見易い道理である。⑥。そしてこの際には、何ら與りしらぬ筈の衙役までが、扣捐の仲間に強制的にひきこまれ、僅かの工食銀を召し上げられてしまうのも、また自然の勢である。

雍正硃批諭旨にはっきりと現われた範圍内で見ると、俸工銀扣捐は康熙の末年から各地で行われ出したようである。即ち雍正年間、河南總督として有名であった田文鏡のいう所によれば、

康熙四十五年から四十七年にかけて賈魯河を開墾したるとき、題銷に當って俸工銀二萬九千餘兩を議捐した外に、その費用を里下（地方人民）に割りあてたり、通省の大小各官に捐納を公募したりして、實際に費した銀は二十餘萬兩に上った。（雍正五年八月初四日奏）

とあり、これは河工に對する俸工捐納である。

次に江蘇省においては、虧欠を埋める費用の出處がなかったために俸工銀を捐納することが、康熙末年から行われていた。雍正元年、江蘇布政使に新任された鄂爾泰の報告によると、

前の藩司宜思恭等の任内に、虧缺ありて抵なきにより、欽差部臣張鵬翮・前任督臣赫壽・撫臣張伯行が題准により、康熙四十八・四十九・五十・五十一年の俸工をもって捐補すべき銀共に十五萬餘兩ありしも未だ補わず。また前藩臣李世

仁の任内、他用によりて生ぜし虧缺、並びに所屬の各庫より借用したるままの虧缺あり、前撫臣吳存禮より戸部に咨して准され、康熙五十四・五・六年の俸工をもって捐抵すべき銀共に一萬六千餘兩なるも今に至り未だ補わず（雍正元年十一月二十六日奏）。

とあり、江蘇では康熙四十八年頃から、俸工銀の扣捐が始まっていた。

山東省では饑饉の救済のために、俸工銀の捐納が始まったという。雍正元年、山東巡撫であった黃炳のいうところでは（康熙）五十八・九兩年、青・萊・登の各府屬にて煮賑し、倉穀十一萬七千餘石を動用せり。原議に俸工を以て補還せんとせしも、亦虚懸無著に係る。（雍正元年十二月十三日奏）

とあり、これは俸工は扣捐されながら、實際に虧空の填補が行われなかったという意味であろう。

次に直隸においては、雍正二年、直隸巡撫であった李維鈞のいうところによれば、康熙六十一年、堤工があつてから始まったという。

査するに直屬は太行の堤工を修築せしとき、前督臣趙弘燮より題明し、道庫の銀兩を暫動しおき、通省の俸工を以て、康熙六十一年より起り、分つて五年となして捐還せんとせり。又漕を截ちて廣大二府に運貯せし時の脚價も亦、經に題明して、庫項を動借しおき、俸工に餘りあるを俟ちて捐還せんとして各々案にあり。（雍正二年二月十二日奏）

とあり、金額については不明である。時日が知られるのは以上の四例にすぎない。思うに俸工銀捐納の起原はずっと古いかもしれないが、一般的に繼續して捐扣するようになったのは康熙末年の十數年以來のことではなかつたかと思われる。

通觀するに俸工銀捐扣の原因は、虧空が起つた時にこれを抵補するためという理由が多い。その虧空は結局、目前の必要に迫られて他の費目の銀が手許にあるのを動用したが、中央に奏銷を申請しても認められず、そのまま次々に他の費目を動かしているうちに、長い年代を経ると誰の責任か分らなくなり、つい全省の官員が俸工銀を提供しようということになるらしい。併し中にはその原因の判明しているものもあり、前に引いた例の中で、河工が賑恤のために生じた虧空もあ

る。

雲南省では明かに軍需から起った虧空のために俸工銀を捐納していた。雍正二年、雲南布政使に任ぜられた李衛の言に査するに今番、滿兵撤回し、江浙提鎮兵を出し、馬匹を備養し、及び文武官を差遣して軍前に辨事せしむる各種の盤費、兵丁に幫貼するの安家銀等の類は、尚お未だ班師せざるの前には造報するに憑るものなし。將來奏銷案内において、開銷を應ざるものを除き、尚お開銷を准されざる者あらん。歴來此等の無著軍需は、皆俸工を用いて抵補す。査するに前番出兵せしときの虚懸の虚帑は、撫臣楊名時より題明し、節次に扣抵す。已に預め算して雍正十三年後に至りて方めて能く全完せん。(雍正二年九月初六日奏)

とあり、俸工銀を十一年分預め捐納し終つたと告げている。これは中央政府の會計検査があまりに嚴重すぎて、運営の面に缺陷が生じたことを物語るものであるが、但しこれに便乗して、地方にも中央にも反つて不正が生じていたらしい。

清朝時代の會計制度の不合理は、たとえば臨時に官員が設けられても、それがちゃんと官制に載せられない場合は、その官衙の俸工銀が支給されないままに過ごすというようなこともあった。かかる際には附近の官僚等がその俸工銀の一部を捐して、臨時新設の官廳を助けなければならなかった。雍正四年、福建巡撫の毛文銓によれば、

台灣一府の俸工は、五千一百兩零に過ぎず。内、淡水同知、彰化縣は分釐も捐せざるの外、其道府以下は通共して四千一百一十兩零なり。内、二千五百五十六兩を酌捐して、以て巡臺御史兩衙門の官役の薪水・工食に充て、餘りあれば亦た給還して案に在り。(雍正四年一月四日奏)

とあり、巡察臺灣御史は康熙六十一年に設けられたもので、滿漢各一人あり、ここにいう兩衙門が即ちそれである。雍正五年以後は漢御史が學政の事務を兼ねたという。餘りあれば、という意味は兩人の御史のうち滿御史は大い缺員で、専ら漢御史のみが任命されていた状態なので、豫算の半分は實際の必要がなかったことをいうのである。

各省における郷試の費用にも俸工銀が流用されることがあった。雍正七年、山東布政使であった費金吾のいうところに

よれば、

査するに文場の經費に項款二つあり。一は貢院の修理に係り、一は場内の鋪墊供給に係る。以上二項に額設の香稅銀兩あるも應用に敷らず。従前、香稅を開銷するの外、俸工銀兩を將て添補せり。(雍正七年六月十七日奏)

とあり、文教費の貧弱なる故に、俸工銀を以て補助しなければならなかつたのである。

最も特殊な俸工銀の捐納は、軍營における武器調製のためのものである。雍正三年、河南省河北總兵官、紀成斌の奏に、皇上の天恩を仰懇すらくは、藩庫の銀八千兩を賞借せられ、先ず盔甲を製造するを行い、八營造完するを俟ち、用過せる銀數とともに、一併に造冊題報し、臣より以下、各營の大小員辨、各々俸銀一千兩を捐扣し、分つて八年と作して還庫清項せん。(雍正三年二月初一日奏)

と請うており、この願いは直ちには許可されず、結局總督田文鏡の計らいで、存庫耗羨銀を以て製造して落着した。併し他の所では、例えば直隸正定鎮總兵官、楊緄の場合は、

一應の旗纛は、臣は將備等と公同商酌し、捐俸製造せり。(雍正三・四年頃奏)

とあり、雍正六年、江西省南昌總兵官の陳王章は、前・後・城守・水師四營の盔甲に俸を捐して製造しつつあり、と言っている。(雍正六年二月初三日奏)

通觀するに俸工の捐納は、最初は特殊な場合に、特定の期間を限つて行われていたのであったが、次第にそれが全般化する傾向を示した。先ず捐納の目的が、特定な場合々に個々に行ふ繁雜を避け、預め無目的に若干%を扣捐してプールとし、つまり之を公費の中に繰入れておいて、必要に應じてそれを支出する傾向を生じた。例えば福建省における場合の如き、最初は虧空抵補の目的によつて始められたこと、雍正元年、福建布政使、黃叔琬の如く、

前布政使沙木哈が公に因り那用せる十萬九千餘兩あり。督撫稱すらく、従前表明して歷年の俸工を以て抵補するの項に係る、と。(雍正元年八月初五日奏)

であったのが、何時の間にか、俸工銀全部を公費に組み入れられてしまった。雍正四年、福建巡撫毛文銓のいう所によれば、

査するに閩省の俸工、内地八府にて約計七萬兩あり。向きに通省の公用に充てたり。(雍正四年正月初四日奏)

とあり、全部の俸工銀がプールに入れられていたことが分る。

併し凡ての省がこのように全額を捐扣されたわけではなく、七分三分という場合もあった。雍正三年、甘肅巡撫の石文焯の言によれば、

現在尚お未だ完せざるの銀二十九萬六千餘兩、糧三萬七千餘石あり。みな甘屬文武各官の俸工を以て捐補す。文職は可道より以下、俸銀全捐す。武職は提鎮より以て遊守に至るの俸銀、並びに各役の工食は俱に七を捐し三を留む。毎年共に捐すべきの銀一萬八千四百七十四兩零なり。(雍正三年七月二十四日奏)

とあり、これでは將來二十年近くもかかってやっと全完できる勘定になる。そして武職や衙役は僅かの俸工の内から更にその三割を支給されても、何程の足しにもならなかったであろう。

後に述べるような雍正帝の捐扣停止令を経た後でも、四川省では俸工銀の二十%の天引きが行われていた。雍正五年、四川布政使管承澤の報告によれば、

各府州縣に找發すべき雍正四年の俸工銀を、(前任布政使)佛喜は百兩毎に二十兩を暗扣し、扣するの銀共に三千三百一十九兩零なり。(雍正五年九月初九日奏)

といっている。これは平頭銀を扣存するという範圍を脱し、明かに扣捐の繼續といわなければならない。

三 俸工銀扣捐の停止

雍正帝が俸工銀の捐納というような事が平然と行われていることを知ったのは、雍正元年九月、江西巡撫裴率度の奏請

によつてであつた。彼は直ちにこれに反對の態度を表明しているが、併し全面的に禁止するといふ強い意向を示さないのは、まだその實情を十分に知悉していなかつたからであらう。世宗實錄卷十一、雍正元年九月丁亥の條に、

戸部に諭す。江西巡撫裴率度の疏に稱すらく、請うて俸工銀兩を捐して、被水の居民を賑恤せんとあり。夫れ官吏の俸工は特に伊等の家口を贍養せんが爲にして設く。原より少くべからず。縦い通省の官員の俸銀を以て捐助せんも、數たる亦幾くも無きに屬す、何の裨益あらん。胥役の工食の如きに至りては、亦盡く捐出を行わば、何を以て其をして差に應じ行走せしめん。如し果して民災に遇わば、該督撫直ちに應に奏聞し、正項錢糧を動支すべし。若し水旱の微災に遇いて賑恤無からず、或いは隄岸城垣を修理するの小費ならば、該地方の大小官員、己が資を出して捐助効力を願う者あるに、何ぞ必ずしも具題せん。卽し報聞を欲せば、亦止だ摺奏を另行すべきなり。該部に著し、直省督撫に行文し、凡そ地方に公事あるに遇うも、俸工の捐助を奏請するの處は、永く停止を行え。

とあり、同文が世宗聖訓卷五、聖治の條にも見えている。この上諭はそのまま地方の督撫に達示されたことは、直隸巡撫李維鈞の奏に、

臣戸部の咨を准けたるに開すらく、旨を奉じて直隸各省の督撫に行文す。凡そ公事あるに遇うも、俸工を捐せんと奏請するの處は、著して永く停止を行わしめよ、欽此、とあり。(雍正二年二月十三日奏)

とあり、各省の督撫の手許に届いたのは、大てい雍正二年中であつたらしい。

ところでこれを受取つた側の督撫においては、この上諭の眞意を理解するに、大凡そ二様の仕方があつたようである。一はこれによつて俸工の扣捐そのことが禁止されたものと考えられるもの、他は、俸工の扣捐そのことが禁止されたのではなく、單にそれを題本を以て公然と奏請することだけが禁止されたと考えられるものであつた。

前者の場合は、事は割合に簡單である。督撫等は俸工銀に見合うだけの財源を他で採つて充當すればすむのであつた。時恰も地方費、即ち公項の再検討に迫られていたので、從來は全く暗から暗へ流されていた耗羨、陋規、平餘などの

名のつく収入を、一度明るみへさらけ出し、改めて公平な配分法を考えて、地方財政の合理化を計り、督撫以下の各官も公然と養廉銀を受領することになったわけである。その操作の間に、これまで扣捐していた俸工銀と同額位の財源が捻出できない筈はなかった。そして俸工銀はこれを當然受領すべき官員と衙役とに支給することになったのである。

ところが後者の場合、俸工銀の捐扣そのこと自體が悪いのではなく、それを公文書たる題本にもち出して世間に公表することが憚られるのだと考えた督撫のいる省においては、この問題はずっと後まで尾をひいた。その代表的なのは福建省であり、ここでは前述の如く、七萬兩程の俸工銀を全部差し押えておいて、全省の公費に用いていたので、急にこれに代る財源を見つけ出すのが困難なせいもあったのであろう。閩浙總督の覺羅滿保（康熙五十四年十一月～雍正三年七月）と福建巡撫黃國材（康熙六十一年十月～雍正三年七月）とが相談して、俸工銀の天引きは従来よりも額を減少するが、そのまま取上げて公費に使用し、その名前も改めて公捐、即ち公募に應じて進んで醸出した義捐金という名目で存続させたのであった。

こういうやり方は最も雍正帝の好まぬ所であった。特に總督滿保の在任があまりに長すぎて、その間に兎角の悪評も挙げた上、年羹堯の一味であるとの疑いもかけられていたらしい。それに巡撫の黃國材が共謀して福建の財政を勝手に左右していたので、雍正帝は三年七月先ず黃國材を前任地廣西における不正事件に坐せしめて解任させ、ついで滿保にも手をつけようとしたところ、幸か不幸か、滿保は九月八日に任地で病死し、福州將軍の宜兆熊が遺囑を受けて福建總督印務を署理した。この間の経緯は硃批諭旨中の宜兆熊の摺奏に見えるところで、實録には全然記載がない。清史稿の疆臣年表にも滿保の卒日を記さない。

黃國材解任の後には入り代りに貴州巡撫毛文銓が福建巡撫に補授され、續いて雲貴總督高其倬が閩浙總督に任ぜられた。毛文銓は前任地貴州において、俸工銀の捐扣をやめ、新政策をとっていたので、福建へ着任すると、その地にまだ行われている舊政策の不合理がすぐ目についた。彼の摺奏に、

前任督撫臣滿保・黃國材等商量し、公用中にも戰船の承造、銅舳の辦解の如きは、俱に火急の務に屬し、各項の幫帖は刻も緩かにする能わざれば、(俸工銀)七萬兩のうち、二萬四千有零を酌捐して、以て前項の所需となす(中略)。以上年毎の動用銀兩は各々名を改めて公捐となすも(中略)、其實は即ち俸工なるに屬す。臣は皇上の天恩を蒙ること至深至原にして、敢て實に據りて奏明せずんばあらざるなり。(雍正四年正月初四日奏)

と報告している。これに對して雍正帝は、

知道せり。高其倬の抵任の後、爾等更に當に法を設けて籌畫し、務めて妥協ならしめよ。と硃批を與えているが、實際には毛文銓も高其倬も何等新しく建設的な施策を行うことができなかつたようである。改革は一度その時機を失つてしまうと、舊來の情性がそのまま安定しがちで、もう一度動かすことがむづかしくなる。毛文銓の後、常賚を経て、朱綱が雍正六年三月、雲南から福建巡撫に任ぜられ、六月に到任すると、早速このことについて摺奏を上つて報告している。

新任布政使趙國麟の冊報に據るに、閩省公捐俸工の一項は、戰船工料を津貼修造する等項の需たり等の因、臣に到る。査するに前任布政使秦國龍等公議して、情願に公捐し協助するの銀、共に二萬四千餘兩なり。前任督撫に具詳し、准行せられて案に在り。竊かに思うに戰艦を修造する等の公務は、必須辨應之事にして、すでに歷任相沿う。臣請うらくは閩省捐解の俸工は、仍お其の舊に循わん。是れ行う可きや否や、伏して皇上の睿鑒批示せられんことを乞いて遵行せん。(雍正六年八月初日奏)

とあり、既にこれが慣行となつてゐるのを理由に、福建省だけに特例を設けて許可を請うたのであつた。併し雍正帝としては、このような特例が福建のみ行われることは何としても不合理だと思つたので、戸部に密議させたと見え、朱綱に對しては、

奏すところ、已に怡親王暨び部臣に交發して密議奏覆せしめたり、今朕が部議に諭したるの摺を將て、一併に爾に發し

て看明せしむ。遵照施行せよ。

とあるが、いま我々はこの戸部の密摺奏覆も、これに對する雍正帝の批諭も見ることができない。しかも朱綱自身、不幸にもこの直後、恐らく九月中に病死したので、彼もこの硃批を見るに及ばなかつたらしい。彼に代つて十月には、劉世明が福建巡撫に任命され、雍正七年正月にやつと着任している。彼は着任すると、先の朱綱の摺奏、並びに怡親王等の覆奏の摺を與えて見せられたが、彼がその後に改めて上つた摺奏から察すると、俸工捐扣は斷然停止せよという命令であつたらしい。彼の言うところによれば、

査するに官役の俸工は、久しく皇上の特恩を蒙りて給領せしめらる。斷じて再び修理戰船の名色を以て捐を議し、聖恩に辜負すべからず。(雍正七年三月十一日奏)

といい、此等の費用には耗羨を動支したき旨を述べ、雍正帝から、
好し。是の如く辨理するは甚だ妥協なるに屬す。

と賞められている。これで福建省における俸工の捐扣は完全に停止を嚴命されたのである。これに類似した狀況にあつた省も多少残つていたであろうが、概ね福建省と同様の結論に向つて動いて行つたと思われる。

もともと俸工銀の捐扣については、雍正帝の最初の態度が曖昧であつた。どちらにでもとれるような上諭を地方督撫に下したからである。これは恐らく、即位の初め、雍正帝が地方政治の實狀をまだよく知らず、督撫等大吏に全般的な方針を示しておけばそれですむと思つていたのであろう。ところが督撫等の考え方によつて、二様のやり方が行われ出したので、雍正帝は改めて強い態度を示して、俸工の捐扣を禁止する方針に出でざるを得なくなつたのである。

この雍正帝の態度の變化の犠牲となつて、ひどく叱られたのは、抑も最初にこの問題を提起した本人、斐律度であつた。「雍正上諭」の雍正七年三月の條を見ると、當時貴州省で税課を清查しており、雍正元年正月まで貴州布政使であつた斐律度もその取査べを受けたらしいが、自己所管の帳簿の辻褄をあわせるために、銀四兩五錢の捐納をしたものであ

る。この報告が雲貴廣西總督から中央政府を経て天子の手許へ届けられたから、雍正帝は激怒したものである。

上諭。各省地方應用の公費は、朕俱に公項銀兩を動用して支給せしめ、官民を擾累せしめず。賠墊捐助の事に至りては、屢々諭旨を降して嚴に禁止を行わしむ。いま貴州にて稅課を清查せし一案あり、裴率度の名下に、銀四兩五錢を賠墊すと開報しあり。夫れ裴率度の瞻顧因循なる、國家數十萬の錢糧を將つて、屬員の虧空するを聽るし、以て己が身の沽名邀譽の具と爲す。今や乃ち四金の微を以て、開して賠墊の項となす。顯わに賠墊を勅令するの名を以て之を朕に歸し、その虧耗國帑の罪を掩わんとするなり。人の無良なる、此より甚しきはなし。著して此項の銀四兩五錢を以て裴率度に賞給せよ。並びに直省の督撫に通行し、倘し地方に應用の費あらば、多寡に論なく、俱に著して公より支給せしめ、不肖の有司をして賠墊捐助に藉口し、政體を損ないて弊端を滋くせしむるを得ざれ。

とあり、國庫金の虧空に對して、責任者たる官員が自腹で賠償するなどは、最初から禁止しておいたではないか、というような口ぶりである。俸工の捐扣どころでなく、國庫への捐輸そのことが禁止され、地方の公費も當然公項から支拂えという、最後の態度が表明されたのである。裴率度から始まった、雍正帝の俸工捐扣の停止政策は、最後にまた裴率度で結末がつけられた形である。

四 停止後の處置

前述の如く、雍正帝の俸工銀捐扣停止は、他方において行われつつあった、官員に對する養廉銀の支給、地方財政たる公項、公費の整理、特に耗羨と陋規の規制などの諸政策と平行して推進されたものであった。此等一連の新政策に對し、雍正三年、署理貴州巡撫であつた石禮哈のいうところによれば、

地方に既に養廉あり、自ら勉めて循吏と爲るべく、窮民苦役に至りては、俸工銀兩、既に數に照して支給され、永く扣捐の累を免かるべく、また地方の陋規も、向には養廉たらざるにより、藉口派取して民苗の脂膏を取竭して以て費用に

供し、甚だ苦累に屬せしも、今養廉已に定まりたれば、加派の弊、以て永く除かるべし。(雍正三年八月初三日奏)とあり、貴州省においては最も早く、雍正三年から俸工銀は實支されるようになったのである。

そこで俸工銀が實支されることになる、それは必然的に、従來の慣例の上に波及して、これを改めなければならぬものが生ずるのは當然である。俸工銀のうち、工食銀は衙役に支給すべきものであり、その衙役から工食銀を取上げては、彼等の生活がどうなっていたかが我々の疑問であったが、どうやら實際には別の名目で彼等の賃銀が支給されていたらしいのである。併し今や、俸工銀が實支される以上、従前の給與は當然、打切られねばならなかった。雍正七年、署理直隸總督の楊錕が、前任の署理宜兆熊、協理劉師恕の在任間の經理報告を行ったとき、雍正帝はそこに二重支出があることを指摘して、當人に賠償さすべきことを命じている。

(硃批) 冊開に據るに、署督と協督には已にみな養廉の資を賜いたり。何ぞまた公用項内において盤費を動支するを得んや。門吏・執事・夫役人等に至りては、既に經制の工食あり。何を以てまた公用項下において銀兩を支給せんや。この四項は開銷を准さず。速かに劉師恕・宜兆熊名下において追補還項せしめ、另に造冊を行い咨部存案せよ。(日付を缺く)

ここに見られる雍正帝の態度は、既に工食銀を實支したる以上は、衙役に對し、更に公項から給與する必要はなく、もし誤って支給した際には、それは衙門の長の責任として賠償しなければならぬことを嚴命しているのである。

さらにこの硃批は、官員はその定められた養廉銀より以上に、旅費などを公項から支出することを嚴禁している。いな、雍正帝の考えでは、官員たるものは宜しくその私生活を節約し、養廉銀の剩餘を以て、地方公費を援助してもよさそなものだという期待すらかけていたのである。「雍正上諭」の十一年八月二十五日の條に、

書吏に供給するの一節に至りては、毎年計費多きことなし。朕は督撫藩臬にみな厚く給するに養廉を以てせり。即ちこの些微を捐して以て書吏を贍らわし、弊端を杜さしむるは、亦事の行すべき者に似たり。

とあり、ここにいう胥吏への供給とは、封鎖衙門における上番中の胥吏に對する飯食費であるが、これには大官の捐助を勸めているのである。されば財政困難の福建省において、雍正七年、巡撫劉世明が俸工停捐の後に無著となりたる虧空填補のために、養廉銀の幾分を扣捐せんと立案し、

査するに福建には尚お各案の承迫せる無著銀あり、共に四萬一千七百五十二兩零なり。茲に既に捐派を禁絶すれば、無著銀兩は項の補うべきなし。臣現に議すらくは、各官に分給する養廉のうち、觀風整俗使と學院、并びに各廳官十四員、共に銀一萬二百兩を實給するを除くの外、尚お各官に應給するの養廉銀八萬四千三百兩あり。今先ず八分三釐零を實給し、司庫に存留するの一分六釐零、毎年計るに銀一萬三千九百一十七兩を、三年に分ちて無著銀兩を全補し、完る日に仍て原議に照して十分を全給せん。(雍正七年六月十六日奏)

と奏上せるに對し、雍正帝は反つて懇篤な硃批を與えているのである。

(硃批) この奏は朕甚だ之を嘉みす。歷來直省耗羨の一節は、朕かつて問及せず。もし各督撫等肯て公を秉り實に據りて奏請すれば、朕も一々斟酌して訓示す。閩省の督撫、未だかつて詳陳請示せざるに、朕何によりてか追求せん。今汝の開する所によるに、條貫甚だ明晰なるに屬す。閩省の養廉は足らざるを覺ゆるに似たり。己に旨を降し、部に諭して數項を指撥して汝等の用度を増助せん。庶くは缺欠する所あるを致さざるなり。

といい、早速、怡親王等に命じて福建省の公費にあてるための財源を探させたのである。この怡親王等の覆議を劉世明の所へ送つてやったが、その内容を見ると、福建省内における關稅、商稅、及び河橋車稅などの贏餘銀一萬一千三百餘兩、臺灣における官莊歸公銀三萬七百餘兩、合計四萬二千餘兩を以て、福建省の從來の養廉銀九萬三千兩の上に増額してやろうというのであった。結局、この養廉増額分は、無著虧空の金額と同一である。だから福建省の官員が一年間、増額分を捐納すれば虧空の穴うめができ、その翌年からは増額して貰えることになる。恐らく雍正帝もそれを期待した上での處置と思われ、彼は養廉銀の捐納に關しては、もしそれが甚しく重荷でなければ承認してよいと思つていたらしいのである。

同じ例は他にも見受けられるのであって、雍正十年、湖北巡撫の王士俊が河南山東からの流民を賑恤したとき、

臣は直ちに一面には伊等の籍貫住址を査照し、河東督臣田文鏡、山東撫臣岳濬に密咨し、知會して接收安插せしめ、一面には自ら養廉を捐し、冊開せる大小名數を按照し、逐名に各々路費を給し、員に委して分起護送し、出境せしめたり。(雍正十年十一月初三日奏)

といったのに對し、雍正帝は硃批を與えて、

(硃批)欣悅してこれを覽たり。料理殊に嘉すべきの至りに屬す。と満足の意を現わしているのである。

するとここ起る疑問は、同じ給與でありながら、俸工の捐納は禁止され、養廉の捐納ならば承認されるという矛盾があるが、これには大いに理由がある。即ち俸工銀は官役の大小に従い、金額に差等はあるが全部に亘って支給される。これに反し養廉銀は官員に限り、しかも繁劇なる職務に對してのみ、重點的に支給されるのである。故に俸工銀の扣捐は下層へ行くほどその損害が大きく感ぜられる筈であるが、養廉銀ならばもし福建巡撫劉世明が建議したように、扣捐されたとしても、それは養廉銀を受けている大官たちだけのことで、養廉のない者には波及しないのである。しかも養廉銀の性質は、上へ行くほど厚いという特殊な性質の給與なので、上層の大官等が事ある場合に捐納することは、寧ろ當然のことであると考えられたのであろう。

五 結び—俸工銀の比重

地方各省の俸工銀が全部でどれ程の額に上っていたか、乾隆以前の會典にはその記載がない。嘉慶會典によると、卷十二、戸部尚書侍郎職掌、俸食の條に各省の額支官俸役食銀の數が列擧してあり、伊犁を除いた中國本部及び東三省の總額は百九十一萬餘兩であり、光緒會典卷十九、歲出之款十有五のうち、五曰俸食之款に擧げるところによると、百八十萬餘

兩となっている。これによって知られることは、嘉慶十八年から光緒二十二年まで、八十年餘りたつが、その間俸工銀は時代や物價の變動に伴つてのベースアップがなく、ただ官役の定員の増減に従つて、多少の變動が見られるだけだという事實である。そこから推測されるのは、前にも述べた如く、全體の總額は、雍正時代においてもあまり變つていなかったであろうということである。果して然りとすれば、雍正二年の賦銀収入は、二千六百三十六萬餘兩なので、俸工銀約百九十萬兩は、その約七%に當る。そしてその大部分が捐納という名で藩司の手許に扣存され、地方の公費という名目で、主として總督巡撫などの自由になる金として使われていた。のみならず、昔からの虧缺に抵補するという名目でありながら、實際は少しも虧缺の穴うめに使われずに、別の所に流用されてしまうことも多かつたのである。

銀百九十萬兩は當時としては相當の大金である。併しこれも考えようである。これを平均すれば一省あたり約九萬兩である。ところが當時、これと比べものにならぬ巨額な銀が、租税と平行して、しかも表へ出ないで裏から裏へ流れていたのである。たとえば巡撫の俸銀は年百五十五兩であるが、雍正三年、河南巡撫であつた田文鏡の言によれば、

查據するに河南巡撫任内一年、あらゆる各項の陋例、二十萬兩に下らず。(雍正三年正月二十四日奏)

とあり、これは康熙末年から雍正元年初にかけて、四年餘り在任した前任者、楊宗義のことを指しているのである。つまり本俸の一千倍以上の賄賂が入つていたことになる。このような身分の人には本俸を全部吐き出しても一向に痛痒を感じないですむであろう。俸工銀の扣捐とは、結局このような人達によって立案され實施されてきたのである。しかも此等の人の目には、一省の俸工銀九萬兩という數も、大した金額とはうつらなかつたかもしれない。

事實、巡撫以外の布政使、按察使、知府、知縣という有力者には、程度の差こそあれ、相當の賄賂、乃至は副収入があつた筈である。併し問題はそれから下の、いわゆる窮員苦役であり、別途収入の少ない佐貳官、教官、更に下つては工食銀年六兩の衙役等にとっては、それが取り上げられることは大きな苦痛であつたことは言うまでもない。雍正帝の炯眼がよくこの間の事情を看破し得たのであり、一度始まつた俸工銀扣捐の停止の如き、從來の惰性に反抗する難事は雍正帝に

して始めて成しえたことである。矢張り彼は父康熙帝が犯した放漫政策のあと、その引き締め役をつとめた天子であったといえる。

註

- ① 工食という語は、もつと分解すれば工と食の二つになる。殊批諭旨・田文鏡、雍正六年十月二十七日、河東總督としての奏摺に、驟夫の雇用に關し、
今番用正項錢糧。既給以工。復給以食。
といっているが、同書・黃國材、雍正三年九月初一日の奏摺に、
院司衙門書辦。紙筆造冊。人工飯食。以及解冊等費。
なる句あり、工は人工、食は飯食と引き伸ばすことができ
る。
- ② 胥吏については、拙稿、清代の胥吏と幕友（東洋史研究一六ノ四）参照。
- ③ 三班六房。殊批諭旨・宜兆熊、雍正六年四月十六日奏摺中に、六房書吏、及三班衙役。云云の語あり、但しこれは書吏と衙役の代表的なものを取り出した言い方で、書吏には他に承發房、抄稿房、總漕房、總銀房などあったこと、清國行政法第一下にも見え、衙役には更に多種類あること、下文の表を見れば分るのであろう。
- ④ 民壯について。佐伯富教授、明清時代の民壯について（本誌第十五卷第四號）参照。
- ⑤ 衙役の收入。殊批諭旨・田文鏡、雍正九年十二月初七日の奏摺に、衙役の一なる民壯について、
工食之外。毫無出食。云云とあるが、併し實際には種々の副収入があった。殊に本官の命を受け差票、即ち出張證明書を持って郷に下ると、虎狼の威をなして人民を苦しめた。衙役の平均給與。前項⑤の引用文の前に、
河南司道府廳佐雜等衙門。共撥民壯一千一百四十七名。每年共支銀六千八百八十二兩。山東司道府廳佐雜等衙門。共撥民壯三千四百二十四名。每年共支銀二萬五百四十四兩。とあり、民壯の工食は銀六兩であった。馮桂芬の順志堂稿卷十一、用錢不廢銀議に、
即匠工一節。國初每工。只銀二三分。
とあり、銀二分とすれば、一年七兩二錢餘であるから、衙役の工食銀六兩は、ほぼ平價に近いものであったことが分る。併し馮桂芬の頃にはそれが既に三・四倍に増したとあるが、これらと比較してみても、道光蘇州府志に記す工食は殆んど据置きであったことが分る。
- ⑦ 俸工銀の扣平。殊批諭旨・陳時夏、雍正五年十一月初六日の摺奏に、蘇州布政司で行われる慣例について、船工俸薪雜項。每百扣平二兩。云云とあり、俸薪は即ち俸銀である。また同書孔毓璣、雍正六年二月二十七日の摺奏に、甘肅布政使の支出方法を述べ、支放驛站俸工銀兩。每百兩。歷任有扣平頭

銀。一兩至三兩不等。云云といっている。

- ⑧ 扣捐・捐扣・捐派などは皆同じ意味をもつ。殊批諭旨・宜兆熊、雍正六年三月十日の摺奏に、前任督臣李維鈞。於扣捐俸工項下支給。云云とあり、また同書黃叔琳、雍正二年無日附の摺奏に、浙江省の歴年の虧空について、或以俸工。扣捐填補。云云とある。捐扣という文字は、同書王士俊、雍正六年十月初八日の摺奏に、廣東省の財政について、雍正二年以

前。解部錢糧。兌平短少。奉部行催之後。即將通省俸工抵補。是以隨缺隨完。迨奉旨。俸工槩不捐扣。云云といひ、また同書紀成斌、雍正三年二月初一日の摺奏に、捐扣俸銀。云云の文字を用いている。別に同書劉世明、雍正七年六月十六日の摺奏中に捐派の語があり、同書邁柱、雍正五年三月十九日の摺奏に、提解官役俸工の語を用いているのも、みな同じ事を指すのである。

〔餘白録〕 可汗の字音について

北族の君主をよぶ名の可汗という言葉は、*qabγan* の語を寫した字であることは、突厥碑文によつても證せられるようで、疑いない事實と考えられている。ところが宋代以後の中國人は必ずしもそうとは考えなかつたようで、資治通鑑の胡注には可の字音について、二種類の異つた音價を與えていることは注意を要する。①卷七七、景元二年の條下、宋白曰。虜俗呼天（子？）爲可汗。可讀如渴。②卷八〇、咸寧三年條下、可今讀從刊。入聲。とある。更に康熙字典を見ると、第三の字音があげてある。③字彙補。苦格切。音克。とあり、辭海に可黑切。音客。陌韻。可汗讀如客寒。とあるのはこれと同系統の説である。以上のうち、①において可を渴と讀むのは、遼史卷三〇、耶律大石の稱號、葛兒汗と關係があると思われる。日本音ツで終る漢字が、ルで終る音を寫すに用いられることは、遼史タツマ↓ダルマの例によつて知られよう。このことは更に晉書卷一二五、乞伏國仁の呼稱なる乾干まで溯りうるかも知れぬことを推測させるものがある。②の場合、可を刊と讀むと、この一字で *qabγan* を表わしうる。白鳥庫吉博士の東洋學報第十一卷第三號に載せられた有名な論文、可汗及可敦稱號考によると、元朝秘史においては屢々合罕の二字の代りに、合の一字ですます場合があるそうであるが、この場合は、合は可の例のように *han* と發音させるつもりであつたのではあるまいか。すると可汗の語は實は *qan-han* の音を寫したことになる。これは一體何を意味するであろうか。やはり一説の如く、可汗は大皇帝、汗の汗、*Shah-an-Shah*、*King of Kings* の意味ではなかつたか。但しかく解するには複數所有格の語尾が省略されたと思ふならぬが、そのような用法が許されたかどうかも検討を要する。もちろん、*King of Kings* を單に *King* と呼ぶことは實際にいくらかも起りうることで、ここでの問題はもつぱら字義の點に存する。とまれ可という文字の表わす音について、いろいろな説があるといふことは、*qan* は *qahan* の省略だとして簡單に片付ける通説を、もう一度再検討させる材料になるのではないかと思ふ。

〔宮崎〕